

見ていきたいと思えます。

株主には、その持ち分に応じて、実に様々な権利が付与されていますが、どんなに少数派の株主、すなわち、たった一株しか持たない株主でも、認められている権利があります。これを「単独株主権」といいます。では、実際にどのような権利が認められているのかといえますと…

まず最初に挙げられるのが、配当請求権や残余財産請求権といった株主個人の経済的利益にかかわる「自益権」や、株主総会における「議決権」の行使でしょう（取締役会を設置していない会社では、株主総会の議案提出も可能です）。これらは株主としての最も基本的な権利と言えるので、当然と言えば当然でしょうか。

次に、会社の権利（ひいては株主としての権利）が侵害されそうな場合において、そのような行為の差止を請求することが認められています。例えば、株式発行等の差止請求権や、取締役の行為差止請求権などです。

また、実際に行われてしまった問題行為の取消や無効を裁判で主張することもできます。例えば、株主総会の招集の手続き、決議の方法が法令・定款に違反していたときや著しく不公正であったときなど、一定の理由があるときは、総会決議の取り消しの訴えを提起することができますし、「会社の設立」「募集株式の発行」「募集新株予約権の発行」「減資」「組織変更」「組織再編」といった組織に関する重要事項について、訴訟上で無効を主張することも認められています。

これらは株主個人の権利というより、会社を守るための行動として認められているものになります。

最後に、これらの権利を行使する前提にもなる情報収集方法として、各種書類の閲覧請求権が認められています。具体的には、「定款」「株主名簿」「株主総会議事録」「取締役会議事録」「計算書類」といった書類の閲覧を

請求することができます。

もっとも、当然のことながらいつでも可能というわけにはいかず、営業時間内に限られますし、請求の理由を明らかにしなければならぬ場合や、謄本等請求に際して一定の費用を支払うことが必要なケースもありますので、注意が必要です。

いかがでしたでしょうか？

例え一株であったとしても、意外に様々な権利が与えられているということがお分かりいただけたかと思います。

次回は、「一株」では認められないものの「過半数」までには至らない少数派でも認められる権利をご紹介します。

▼▽▼-----

3 [弁護士コラム] ~所沢のおすすめごはん 天然酵母紡樹~

▲△▲-----

こんにちは。

弁護士の野付さくらです。

今日は、南小学校の向かいにある「天然酵母パン紡樹」をご紹介します。紡樹とのお付き合いも、もう十年以上になります。

お店の引き戸を開けると、まず小麦のいい香りに包まれます。離乳食の頃から、ここのパンにお世話になっている子供は、紡樹に来ると「つむぎはいいにおい…」と鼻をクンクンと動かします。

小さなお店の中には、どこか楽しげに、愛らしいパンが並んでいます。どこかで見たような絵に描いたようなパン、だけど、他のどこにもないパン。それが紡樹のパンです。

パンに使われる材料には、天然酵母と国産小麦を始めとして、チョコレートやクリーム、レーズン、ベーコンや野菜まで、すべてに紡樹のこだわりが詰まっています（安心安全なものが使われているので、小さいお子さんがいる方には特におすすめです）。

そのこだわりが、どこにもないパンを作り出しているのかもしれませんが。

しばらく前から、マスターのご病気のため、週2・3日の不定期営業になり、パンの数も控えめになっています。

だからファンは、ブログやお店前の看板で開店日をチェックし、いそいそと、お目当てのパンを買いに行くのです。ですので、午後にはパンがほとんどなくなってしまうことも。パンをたくさん買ってホクホク顔のご夫婦の後にやってきた中学生が、肩を落として帰っていく……数分の差が明暗を分けることも多々あります。

おすすめは、全部と言いたいところですが、

あえて言うならば、

クリームパンとキャラブチョコでしょうか。

どちらも我が家の家族全員が大好きなパンです。

いつもは子供に譲ってあげますが、紡樹のパンに関しては親も譲りません。きっちり等分にさせていただきます。

【お店情報】

天然酵母パン紡樹

◆住所：所沢市南住吉2-1-6

◆電話：04-2923-1831

◆ブログ：「紡樹日和」<https://ameblo.jp/tsumugipan/>

▼▽▼-----

4 あとがき

▲△▲-----

今年も1年間メルマガをお読みいただきありがとうございました。

来年から配信するメルマガは、事務局がリレー形式で

「まえがき」と「あとがき」の執筆を担当する予定であります。

それぞれに言葉選びも異なりますので、毎号その違いを

ぜひお楽しみいただければと思います！

(とはいえ、次号はまだ私が担当します。)

2020年が皆様にとって素晴らしい年になりますことを

心より願っております。

それでは次号をお楽しみに！

┌-----┐

